

随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和6年度後期高齢者医療被保険者証等作成管理業務委託契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 見積金額 32,778,614円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和6年3月29日(金) ~ 令和6年7月31日(水)
(履行期間) (令和6年4月1日(月) ~ 令和6年7月31日(水))
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、全被保険者の被保険者証等の年次更新に関する作成管理業務である。
被保険者証等は、保険制度の根幹をなす重要な書類であり、被保険者への発送遅延等の不備が発生した場合、適切な負担区分等による受診が出来ないことや、保険適用とならず自由診療扱いとなる可能性があり、被保険者に過度な負担を強いることとなる。
一方、適正な被保険者証等の年次更新を行うには、可能な限り直近の資格情報を反映した上で各種証を発行する必要があり、資格情報データの提供から印刷・発送を約2週間で実施しなければならない。被保険者数が多く、広大な地域に人口が分散しているという北海道広域の地域特性から、本業務を指定する期間内に正確に遂行するには、相応の経験や知識等を有する業者であることが必要である。
北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)は、後期高齢者医療保険制度発足当初の平成19年より毎年本業務を受託し、限られた日程の中で一切の遅延等の不備がなく業務を完遂している実績がある。
以上のことから、この作成管理業務を滞りなく行うことが出来る業者は国保連以外にはないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約とする。